



(3) 耐震改修費補助金※令和 7 年度より大幅拡充

木造住宅の耐震改修工事費用の一部を市が補助するものです。工事着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
補助金額	表のとおり
受付期間	令和 7 年 4 月 14 日（月）から令和 7 年 11 月 21 日（金）まで ※令和 7 年 12 月 5 日（金）までに実績報告書を提出してください。

表 補助金額

工事の区分	補助額	工事内容
全体改修工事	耐震改修に要した費用の 3 分の 2。100 万円から耐震設計に係る補助金額を差し引いた金額（基本 90 万円）	基礎や壁等を補強し改修後の上部構造評点を 1.0 以上とする工事
シェルター補強工事	シェルター補強に要した費用の 3 分の 2(上限 30 万円)	上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅に耐震シェルター等を 1 階部分に設置等する工事
シェルター補強工事 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	シェルター補強に要した費用の 9 分の 8(上限 40 万円)	上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅に耐震シェルター等を 1 階部分に設置等する工事
部分耐震改修 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	耐震改修に要した費用の 9 分の 8。70 万円から耐震設計に係る補助金額を差し引いた金額（基本 60 万円）	上部構造評点が 0.7 未満と診断された住宅を 0.7 以上または 2 階建て住宅の 1 階を 1.0 以上とする工事
部分耐震改修後の全体改修 (65 歳以上の高齢者または障害者を含む世帯のみ)	耐震改修に要した費用の 3 分の 2（上限 30 万円）	部分耐震改修を実施した住宅の上部構造評点を 1.0 以上とする工事

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062